

仕 様 書

1 件 名 木材加工室エアコン購入

2 仕様

- (1) 定格冷房標準能力が 20.0kw 以上であること。
- (2) 定格暖房標準能力が 22.4kw 以上であること。
- (3) 電源は三相 200V であること。
- (4) 冷媒は R32 であること。
- (5) 床置型の機種であり、リモコンが本体に付属していること。
- (6) 取替用予備フィルターを含めること。
- (7) 室外機に風向調整版を設置すること。
- (8) 機器は新品に限ること。
- (9) 設置・取付作業一式、電源設備に係る作業を含むこと。
- (10) アフターサービス、メンテナンス、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に実施するため、広島市内に支店・営業所があるメーカー等の製品であること。

3 設置場所 広島市安佐南区大塚東三丁目 4 番 1 号

広島市立大学 芸術学部第 3 工房棟 1 2 0 木材加工室

4 納品付帯作業その他

受注者は、契約締結後、次の事項について十分に考慮し、発注者と協議を実施した後に、施工計画書を速やかに作成して提出すること。

なお、本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議して、これを定めることとする。

- (1) 機器設置に伴う次の作業等についても本調達契約に含めて行うこと。
 - ① 室内機及び室外機は別添図面の位置に設置すること。室内機は、床にアンカー等で強固に取付を行うこと。室外機は、コンクリート製架台を設置し S U S 製ボルトで固定すること。
 - ② 室外機搬出入に伴う施設関連の改修設置及び所要の養生を行うこと。
 - ③ 室外機設置に係る基礎補修（補強・拡張を含む。）及び配管貫通設置を行うこと。
 - ④ 空調機用の電源設備の新設を行うこと。電源は木工加工室内電灯動力盤（LM-3B0-1）から取ること。分岐箇所等については原則別添図面の位置とし、担当者と十分に協議し設置すること。
 - ⑤ 冷媒配管設置及び保温設置や塗装など設置に係る所要の付帯設置を必要に応じて行うこと。

- ⑥ 試運転前には冷媒配管気密試験等のほかメーカー推奨の各種試験等を行うこと。
- (2) 室内機、室外機及び配管類の設置に際しては、本仕様書及び別添図面に従って同等以上の施工内容とすること。
- ① 冷媒配管仕様は、冷媒用被覆銅管とし、保温厚は国土交通省仕様とする。
- ② ドレン配管は硬質塩化ビニール管(VP)とする。
- ③ 屋外ドレン配管は、既設縦樋(別添図面：(A))の穴あけ取付とし、掃除口を設けること。
- ④ 既存構造物等の形状変更は必要最小限とすること。
- ⑤ メーカー推奨の据付確認及び試運転に係る試験を行い、すべて記録し、納品完了時に提出すること。また、自主検査として、冷媒配管施工状況、電気配線接続状況、防振架台据付状況、冷媒配管気密試験(24時間以上)など、工程ごとの確認及び納品前の検査を行うなど、納品後のトラブル未然防止対策を十分に行うこと。
- (3) 作業にあたっては、騒音及び振動を伴う作業には十分配慮し、授業や研究・実験等の妨げにならないようにすること。
- (4) 既存設備等の使用等に支障をきたすことのないようにすること。特に、火災報知機及び電気錠等への影響があると予測されるような場合には、発注者、受注者及びそれらの設置業者との協議を予め行い、協議内容に応じた所要の対応を行うこと。
- (5) 設置を行う際には、施設、外構及び備品や作品等を損傷することがないように十分な養生を行うこと。また、学生及び教職員等に十分配慮し、常時安全性を確保すること。
- (6) 本業務を実施するにあたって必要な付帯業務等は、受注者において行うこと。付帯業務には、解体、搬出、廃材の処分、搬入、組立設置、調整並びに動作確認等使用可能な状態までの作業とともに、法令等に基づく各種届出書類作成を含むものとする。また、設置後、速やかに発注者の検査を受け、不備事項があった場合には手直し等の対応を行うこと。
- (7) その他
- ① 別紙図面に記載する位置は設置予定位置であり、本物品について入札書を提出しようとする者は、必要に応じ現地確認すること。現地確認にあたっては、事前に教務・研究支援室に連絡すること。
- ② 機器等の取付けにあたっては、職員の指示に従い、業務に支障がないよう配慮すること。

5 保証その他

保証期間は、原則として本品受領後1年間とする。ただし、メーカー発行の保証書により1年を超える保証がある場合はそれによる。また、納入者(又は製造者)の責任に属する不良箇所が生じた場合は、本学担当者と連絡のうえ、無料で修理または良品と取り換えるものとする。

6 取扱説明書等

- (1) 設置される機器の全ての機能について記載された取扱説明書を提供すること。また、納品完了時に使用方法を現地職員に指導すること。発注者の求めに応じて適宜職員を派遣し、正常な状態で稼働し得るよう適正な指導を行い、冷暖房機器を円滑に利用できるようにすること。
- (2) 契約期間中に取扱説明書等に変更や改良等があった場合には、速やかに対応すること。
- (3) 納品完了時には次の内容について記載した書類を作成等して提出すること。
 - ア 設置を行った機器等（建築関連、設備関連及び電気関連等を含む。）に係る完成図面
 - イ 保証書
 - ウ 保守管理連絡先一覧・故障時の対応
 - エ 冷媒配管気密試験等のほかメーカー推奨の各種試験等の結果報告書
 - オ 完成写真

7 その他

- (1) 本業務を行うために要する費用のうち、電気料、水道料は発注者の負担とする。
- (2) 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく届出」等の各種届出書類等は作成及び届出を必要に応じて行うこと。

8 納入期限及び納品検査

納入期限は2023年3月31日（金）までとする。

本品の納品検査に当たっては、本学の検査職員立会いのもとで行う。

9 支払方法等

納品検査後、一括払いとする。

なお、請求書の内訳額として、次の金額の詳細が分かるように明細を添付すること。

- ア 機器本体費用
- イ 設置費用
- ウ 撤去・廃棄処分費用

10 連絡先 広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号

広島市立大学事務局

教務・研究支援室 教育研究支援グループ（担当：丸本）

電話（082）830-1501